

会 議 録

会議の名称		令和3年度第1回守谷市政治倫理審査会		
開催日時		令和3年5月7日（金） 開会：午前9時58分 閉会：午前11時40分		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委 員	辻中委員，平島委員，小島（吉）委員，木村委員，小島（静）委員		
	その他	松丸市長（挨拶，委嘱状交付）		
	事務局	岩田部長，川村次長，宮本補佐，榎野係長，宮崎主事		
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	1 人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 審議事項等 （1）会長及び副会長の選出について （2）政治倫理審査会及び政治倫理条例の概要について （3）市議会からの調査請求について （4）その他 4 閉 会		
確 定 年 月 日		会 議 録 署 名		
令和3年5月24日		会長 辻中 豊		

審 議 経 過（ 要 旨 ）

1 開 会（川村次長）

委嘱状の交付（市長）

2 あいさつ（市長）

- ・市長挨拶
- ・各委員及び事務局職員自己紹介

3 審議事項等

（1）会長及び副会長の選出について

※会長不在中は部長が仮議長となり議事進行を行う。

【会長及び副会長の選出は、委員の互選となる旨を説明した。】

推薦等がなかったため、事務局案により、会長は辻中委員に決定した。

～会長就任のあいさつ～

【事務局から、これ以降の議事進行は、辻中会長にお願いする旨を説明した。】

副会長は、事務局案により、平島委員に決定した。

（2）守谷市政治倫理審査会及び政治倫理条例の概要について

【事務局から主に政治倫理審査会委員の身分等、政治倫理条例の概要について説明を行い、他市で開催された政治倫理審査会案件について紹介した。】

～質疑なし～

（3）市議会からの調査請求について

【事務局から、今回の調査請求の経緯に加えて、疑義があるとして調査対象になっている議員の行為と議員条例について事前説明を行った。】

～質疑応答～

（委員）後援会会報は政務活動費から支出されて作成しているのか。また、兼業報告がされているとして、その職務の詳細や責任はどの程度のものか。

（事務局）政務活動費は市議会議員の会派活動でのみ使用可能なため、個人の後援会会報には支出できない。また、職務の詳細等については兼業報告書にあるもの以外把握できていない。

（委員）後援会会報とあるからには、後援会会員にのみ配布するべきで、不

特定多数の市民に配布するのはおかしい。実際の会報を見ると、企業名や商品名の固有名詞を掲載しており、広告といえる。

(委員) 後援会会報を発行すること自体は批判されることではないし、宣伝行為を一律に違反とするのも違う。ただ、山崎議員は役員としてイセ食品に勤務した上での報酬を受けており、その企業の商品広告を後援会会報に出しているところが、可否の判断に悩むところではある。

(委員) 確かに広告宣伝は駄目というわけではないが、こうして後援会会報という公に残るものに記載しているのは、きわどい行為とを感じる。なぜこんなことをしたのか疑問だ。

(委員) 後援会会報の発行は政治活動であるから、公職選挙法上も問題はなく、他の議員も同様のことを行っているだろう。また、兼業報告書についても、その記載内容について条例上そこまで厳しく規定されていないため、山崎議員の提出した兼業報告書の内容に問題はない。事務局に議員の勤務形態の情報はあるか。

(事務局) 兼業報告書は、各議員が条例に該当する企業に勤務する場合、自己申告で提出に努めるものである。そのため、今回提出されている兼業報告書も常勤や非常勤の記載を求めているが、議会側でもこれ以上の調査はしないものと思われる。

(委員) この後援会会報は広告宣伝に相違ないのでは。その上で、これが倫理基準違反なのか、不正の疑惑を持たれる恐れはないのか、地位による影響力を不正に行使して報酬を得ていたのか、この3点を議論したい。

(委員) 今回問題になっている後援会会報の広告は、他者の名誉を棄損するものではなく、政治倫理審査会の中では品位や名誉を損なっていると判断できないのではないか。判断を要するというなら、それは選挙によって市民が山崎議員へ直接民意を示すほうが良い。ただ、地位による影響力を行使しているかについては、事実関係次第ではあり得ることかもしれない。

(委員) 単なる会話の中で宣伝するならまだしも、これは文書に残っている。4期も議員を務めているのなら、今回のことは議員としての自覚が足りない。自らの足場を崩す行為だ。

(委員) 一般的に政治倫理条例というのは、疑いようのない具体的な違反行為の記述があり、それで違反の有無を判断するものだ。品位が良い、悪いとはいうが、昨今は多様な議員が誕生している。今回の問題も、議員の多様性として認める一環で考慮せざるを得ないのでは。

(委員) ここで議論すべきは、守谷市の議員条例に違反しているのかどうかだ。イセ食品は、通常は常勤で勤務してもらうところを、議員だから非常勤の勤務を認めているのではないか。もしかすると、地位による影響力を、不正にとまでは言えないにしても、行使していることになるのではないか。

(委員) 議員として、あまり褒められた行為ではないと思う。ただそれを倫理違反であると断じて公表するまでの確信が今一つ持てない。この後援会会報の内容が、他の議員の自己PRと比較してもなお非難すべきものなのかどうなのかという点で悩ましい。

(委員) 市民の視点で今回の問題を見たときに、市民はどう思うかというのも考慮すべきだ。

(委員) 市民の視点というなら、それは政治倫理審査会としてではなく、市民が選挙で判断すべきところなのではないか。

(委員) 今回の審査請求の対象は後援会会報だが、政治活動においても当然に、表現の自由というのは高度に守られるべき重要なものである。記載内容自体に虚偽がないのなら、政治倫理審査会で悪いと言い切るのではなく、市民が選挙で判断すべきだと考える。

(委員) 今回、政治倫理審査会に審査を付託されているのは、後援会会報の内容や性質ではなく、山崎議員の一連の行為が議員として適切なものかどうかということなのでは。

(事務局) 今回政治倫理審査会で判断していただくのは、議員条例の第2条第1項第1号及び第2号に違反しているかどうかという点になる。しかし、議員条例の条文が抽象的で、個々人の認識に依ってしまう。そこが判断しづらい原因なのでは。

(委員) 後援会会報というのは私文書であり、制約することは難しい。また、影響力を不正に行使しているかという点でも、この後援会会報にある記載内容で、山崎議員が誰も疑いようなない利得を得たのかは分からない。感情的には違和感があるが、他にも様々なPR文書がある中で、この文書だけを条例違反とするのは難しいのではないか。

(委員) 議員条例の第2条第1項第3号の条文には具体的な違反行為の記述があるが、この部分と比較すると、第1号及び第2号の違反行為も相当大きなものが要求されていると考えられる。山崎議員がなぜこんな疑義の持たれる後援会会報を配布したのか分からないが、表現の自由もあるので、

極力制約はかけない方がいいのでは。

(委員) 一般的に、倫理とはこれまで生きてきた中で身に付けるものだ。議員バッジを付けた以上は、疑惑を持たれる行為をしないというのは、自身の倫理観で判断できるはずだと思う。

(委員) 条例や法律などの規範でこうあるべきだと理念を示すことはあるが、それに違反すると言うことは難しい。この場合、理念的に美しくない等の感情面は置いておいて、今回問題になった行為とそれ以外の行為のバランスで判断しなければならないと思う。

(委員) そもそも今回の審査請求はどのような経緯で提出されたのか確認したい。審査請求があった事実は公表されるのか。

(事務局) 今回の審査請求は、市民からではなく、議会が自ら疑義があるということで審査請求を出してきたものである。

(委員) この会議の結果、条例に違反していないという結論だと議事録等は市民に公表されないのか。

(事務局) 条例に違反しているという結論が出た場合は、審査結果を広報紙に掲載する。違反していなくても、ホームページでは議事録が公開される。

(委員) 今回の後援会会報が条例違反になると、さながら検閲のように、他の議員の会報を相手にした告発や請求が相次ぐかもしれない。山崎議員とは別の議員の会報が手元にいくつかあって、今それを一覧に見て比較しているわけでもない。今回の会報だけ問題にするというのはできないのではないか。

(委員) 議会の内輪の問題にせず、政治倫理審査会に問題提起したことは良かった。

(委員) 市民から議員に対して、山崎議員の後援会会報による宣伝行為が目についたという話があったのは事実のようだ。議会でこんなことがあって政治倫理審査会で審議されたというのは、市民に公表した方が良い。

(事務局) どのような結果になっても議会には審査結果を伝えるので、山崎議員の件を個人的に議会や他の議員に問い合わせた市民の方には、各議員から結果について話を伝えるのではないかと。また、条例違反の有無にしても、今回の政治倫理審査会の結果に付帯意見という形で、委員各位の意見を入れることは可能である。

(委員) 法的に見て明らかな違反とは言えないが、付帯意見として、宣伝等の行為は好ましい行為ではないと入れることはいいのでは。

(委員) 明らかな違反と言い切るのが難しいというのはそのとおりだが、今回の後援会会報が絶対に大丈夫な記載だと思われるのは市民として心外だ。注意喚起は入れた方がいい。

(委員) レイアウトがよくできているので、宣伝広告として見られる。

(委員) 確かに宣伝としては成功したかもしれないが、個別の商品への宣伝は慎むといった内容の付帯意見を付けるのではどうか。

(委員) 倫理は個人で幅があるので色々な意見があり、議会でもこの政治倫理審査会でも議論が割れた。今でも今回の山崎議員の行為は、明白な倫理違反だと思う。意見のまとめ方には工夫が必要だ。

(委員) 「これは望ましくない」という内容の補足意見を政治倫理審査会側から伝えて、その意見に強制力が出てしまうのも良くない。結論を述べた上で、賛成と反対の両意見を記載すべきだ。

(委員) 政治倫理審査会の今回の結論としては、条例違反ではないということだろう。次回メール審議という形にして、議事録を確認しながらこれまでの意見を集約してはどうか。

(事務局) 今回の審査結果としては条例違反ではないということでよいか。それに加えて、委員各位から出された意見を羅列して審査を終了させるという流れでよろしいか。

(委員) 結論を出し、併せて議論の内容を議会に返すということで、それでいいのではないか。

(委員) 表決をとるべきだ。政治倫理審査会委員の意見を、数として残した方が良い。

(事務局) 条例に違反するかしないかの表決をとって、双方の意見を最終報告書に記載することは可能である。

(委員) 審議をしたという形を残すためにも採決を行うこととする。

～採決～

採決の結果、「条例に違反している」、「条例に違反していない」ともに同数であったため、可否同数となり、議長裁決により本件は「条例に違反していない」と決する。

（事務局）条例に違反しないと結審されたので、委員各位の意見を審査結果報告書にまとめて、議事録とともにご確認いただきたい。次回は書面審議でお諮りしてよろしいか。

【会長まとめ】

時節柄、審査結果報告書については書面審議で委員各位に諮り、意見を聴取することとする。

4 閉 会